
行財政改革の基本的な考え方

1 改革の必要性

国、地方とも未曾有の財政逼迫が進み、構造改革、人口減少や少子高齢化などにより地域の財政がさらに縮小していくことが予測されていくなか、地方分権への対応など地方自治体の果たす役割はますます重要になってきています。

本市のような自主財源だけでは運営できない地方都市においては極めて危機的な状態に陥る危険性があるということをしっかり認識する必要があります。

この認識にたつて、早急に時代に即応した行政組織や行政サービスのあり方を再構築するとともに将来にわたる財政の健全化を図っていかねなければなりません。

このようなことから、全職員が改革と問題意識を持ち、時代の潮流を十分認識しながら行財政改革を推進することが必要であります。

2 改革の理念

地方分権下における行政運営は、「自己決定」「自己責任」の原則のもと、職員は自治の担い手としての意識をしっかりと持ち、市民の安心安全を基本に行政運営を心がけるとともに、既存の行政システムをより一層効率的なものとし、市民満足度の高いサービスを提供し続けることがでる機動性の高い組織へと転換を図らなければなりません。

そのためには、自立的・主体的に施策を決定し、持続的に発展していける強固な行財政基盤をもった自治体へ変革することを目指します。

3 改革の基本方針

3-1 簡素で効率的な行政運営

「最少の経費で最大の効果を上げる」を基本原則に組織及び運営の合理化に努め、補完性の原理に基づく市民と行政の役割を明確にし、公共性に配慮しながら民間活力を導入し市民サービスの向上や経費の節減等を図ります。

今後の行政運営にあたっては、市民の視点で職員一人ひとりがサービス精神やコスト意識を持ち、組織として徹底した目標の設定をし、成果重視の視点にたつて推進していく必要があります。

又、限られた財源を有効に活用するためには、多様化する市民ニーズに対し行政の果たすべき役割は何かを検証し、事務事業の範囲を見直すなど、時代に即応した効率的な行政運営を進めます。

3-2 健全な財政運営

少子・高齢社会、景気の低迷、地方交付税や補助金等の縮減が見込まれ、税源移譲はされたものの、一般財源総額の伸びは期待できず、今後の財政状況は悪化と硬直化が予測され依然として厳しい状況にあります。また、国が進める歳出を大胆に見直す「小さな効率的な政府」は地方により自立を求めており、合併を選択しただけでは増え続ける収支不足を簡単には解消できず、将来を見据え中長期的な視点に立ち、過大な負の遺産を残さない健全財政運営に努めます。

3-3 市民と協働の行政運営

地方分権の進展や厳しい財政環境による地方自治体の権限や責任が拡大するなか、ますます多様化、複雑化する市民ニーズに対応するためには、行政の力だけでは自ずと限界があり市民との協働社会の構築が急務であります。そのためには、行政情報を積極的に開示するとともに職員の意識改革を進め、市民と行政が対等の立場で役割分担を行い、強い信頼関係を築き協働の「まちづくり」を推進します。

行財政改革の推進事項と主な推進項目

1 簡素で効率的な行政運営

施策推進体制の充実

施策や事業の執行については、常に適正な成果を生むため事前に目標を設定し、その成果を検証、さらに改善へと結びつけていく、PDCA サイクル(Plan 計画 Do 実行 Check 検証 Action 改善)の手法を構築します。又、市民満足度を高めるため市民の視点による評価の仕組みを取り入れていきます。

【主な推進項目】

行政評価システム等の導入及び活用
情報公開条例及び個人情報保護条例の適正な運用
広報広聴機能の充実

人材育成の推進

自立した責任ある行政運営を推進するためには、適切な研修体系のもと個々の職員の能力を最大限に発揮できるよう自己啓発型、実践型の研修を実施し、地方分権時代の担い手にふさわしい職員を育成します。

【主な推進項目】

職員意識の向上
メンタルヘルス対策の推進
接遇研修の実施
適正な人事制度の推進

組織と職員制度の見直し

厳しい財政状況や社会情勢の変化等を踏まえ事務事業の見直しや業務の外部委託を行い、職員数についても、具体的な数値目標を定め抑制を図り総体的に組織の縮小に努め、時代に即した簡素で効率的な組織・機構への改革を進めます。又、給与についても、公務員制度改革等を注視しながら市民の理解が得られる給与制度の整備を行ないます。

【主な推進項目】

組織・機構の見直し
定員適正化
民間活力の導入
職員給与等制度の見直し

事務事業の改善

厳しい財政状況の中で、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応していくため、緊要度の高いものを選別し、効率的な事務の実施を図るとともに、市民サービス向上の観点から事務事業の簡素、効率化を進めます。

【主な推進項目】

事務事業の見直し及び統廃合
各種協議会への参画及び負担金の見直し
ICTを活用した行政の推進

2 健全な財政運営

歳入の確保

健全な財政運営のためには、歳出の削減だけでなく、歳入の確保も重要です。

今後、地方分権の進展により地方税の比重が高まることが予想されるなか、市税等の徴収率の一層の向上に努めるほか、受益者負担の適正化に努めます。

【主な推進項目】

遊休財産の有効活用又は売却
収納率の向上及び滞納整理
受益者負担の適正化

効果的な歳出の実行

今後、本市を取り巻く財政状況はますます厳しさが増すことが想定されます。限られた財源を効果的に活用するためには、徹底したコスト意識のもと効率や成果を重視した財政運営を進めメリハリのきいた弾力的な財政構造を確立します。

【主な推進項目】

公債費等の適正化
補助金の見直し
公営企業等の経営健全化
第3セクターの見直し

3 市民と協働の行政運営

地方分権の推進により地方自治体の権限や責任が拡大するなか、ますます多様化、高度化する市民ニーズに対応するためには、行政だけでは自ずと限界があります。自助、共助、公助の原則のもと地域自治組織や各種団体等との新たなパートナーシップを確立し、市民参加による「まちづくり」を進めます。

【主な推進項目】

自治基本条例(仮称)の策定

自治組織の整備

市民参加による「まちづくり」の推進

男女共同参画の推進

主な推進項目の具体的方策

1. 簡素で効率的な行政運営

施策推進体制の充実

・行政評価システム等の導入及び活用

効果的・効率的な行政運営のツールとして「行政評価システム」の導入を進め、事務事業評価、施策評価、外部評価の段階的な導入に取り組む。

・情報公開条例及び個人情報保護条例の適正な運用

市政の説明責任を果たし、開かれた市政の推進を図るとともに、情報公開条例、個人情報保護条例の適正運用に努める。

・広報広聴機能の充実

市民の意見を市政に反映させるため、「まちづくり懇談会」や「出前トーク」「電子行政相談」などを活用し、市民との意見交換や要望など、多様化する市民ニーズの的確な把握に努める。

人材育成の推進

・職員意識の向上

人材育成基本計画を策定し、人材育成及び政策形成能力や法務能力等のレベルアップのため、実効性のある研修を計画的に実施し、職員研修の充実を図る。

・メンタルヘルス対策の推進

心の病を未然に防止するため、職員自身に対する健康管理の意識啓発や課長職の研修を充実し、総合的なメンタルヘルス対策を推進する。

・接遇研修の実施

窓口における市民等への対応の一層の改善を図るため、接遇研修や職場ぐるみでの改善を図る。

・適正な人事制度の推進

市民感覚の醸成、幅広い業務への適応力の育成、更には業務適性の把握を目的として採用後10年を目途に、市民と直接接する業務を含めた複数の職場を経験できるよう配置する。

組織と職員制度の見直し

・組織・機構の見直し

新たな行政課題や市民の多様なニーズに即応した施策を総合的・機能的に展開できるよう従来の組織・機構にとらわれることなく見直し、実質的に事務事業を円滑に遂行できる簡素で効率的な組織・機構を検討する。

・定員適正化

定員適正化については、社会経済情勢の変化を踏まえて、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容及び手法を改めて見直しながら取り組みます。又、定員管理にあたっては、合併後の組織・機構の見直し、事務事業の効率化、民間活力の導入などを積極的に進め合併時に協議された職員数の考え方を基本に類似団体別職員数も参考とし定員適正化計画を策定する。

・民間活力の導入

公共サービスは、行政だけで担うのではなく、民間の知識や技術、経済性などを生かし効率的かつ効果的にサービスを提供できる業務については、積極的に民間委託を推進し、施設の管理運営についても、指定管理者制度の活用を積極的に推進する。

・職員給与等制度の見直し

給与等については、公務員制度改革等を注視しながら、市の財政事情等を考慮し、給与等制度全般の見直しを進める。

事務事業の改善

・事務事業の見直し及び統廃合

行政サービスの実施については、市民ニーズを再確認した上で、所期の目的を達成している事務事業や成果が希薄なものについては、廃止・縮小を検討します。又、一層効果的な事務事業とするため、事務事業そのものの再編・統合及び実施方法の見直しを図る。

・各種協議会への参画及び負担金の見直し

市が加入している各種協議会や団体などについて、脱会も視野に入れて加入意義を再検討するとともに、一部事務組合も含めて負担金の見直しを図る。

・ICTを活用した行政の推進

行政サービスの向上は、ICT(情報通信技術)が極めて有効な手段であることから、セキュリティに十分配慮し、組織相互間の横断的な連携により、類似・関連した業務の調整による効率化を図り、市民の立場に立った高度な行政サービスの実現に取り組む。

2. 健全な財政運営

歳入の確保

・遊休財産の有効活用又は売却

普通財産については、総合計画との整合性等を図り、将来の行政執行上保有しておく必要がある場合、又は財産運営上からみて保有が必要である場合を除いて、遊休地、貸付地等で処分可能なものは積極的な処分に努める。

・収納率の向上及び滞納整理

自主財源の確保と税負担の公平性の観点から、課税客体的確な把握や収入未済額、不納欠損の取り扱いについて適正化を図り、市税をはじめ国民健康保険税、介護保険料、保育料、市営住宅使用料、その他使用料も含め具体的な数値目標を設定し収納率の向上を図る。

・受益者負担の適正化

受益者負担の適正化を図るため、受益と負担の均衡を確保する観点に立ち、使用料、手数料等のすべての料金について、公平性の原則に立ち見直しを図る。又、新たに受益者負担を求めることが適当な事業については適正な料金設定を検討する。

効果的な歳出の実行

・公債費等の適正化

今後、財政構造が硬直化することが予測されるなか、公債費の増加は財政運営に大きな負担となります。新規発行債については、後年度の財政負担を正確に把握し適正な発行規模に努め、既発行債は借入先、利率、償還年数、償還額等を正確に把握し、借換債の発行を推進するなど平準化に努める。

・補助金の見直し

補助金については、緊急度や必要度、行政効果などを分析し、廃止、削減、統合、終期の設定などを図る。

・公営企業等の経営健全化

特別会計を含む公営企業等については、一部業務委託等を行い合理化を進めているが、より一層の健全化に向けて「事業経営改善計画」などを策定し事務事業の見直しや経費節減となる民間委託などを推進し、早期に経営の安定を図る。

・第3セクターの見直し

第3セクターは、その時代の要請を受け設立されたものであり、公共サービスの提供主体のひとつとして役割を担ってきましたが、社会経済情勢の変化により大変厳しい状況となっています。今後、その役割等を再検討し必要な整理や統合を検討する。

3 . 市民と協働の行政運営

・自治基本条例(仮称)の策定

地方分権下の時代において、地方自治体は、自己決定・自己責任に基づく分権型社会への移行が本格化しており、自主自律の自治体運営に必要な基本的な理念や仕組みを具体的な最高規範として条例化を図る。

・自治組織の整備

「地域のことは地域で考え、地域で決定する」を基本として個性的な活力ある地域社会を再構築し、地域の特性や多様さに合わせた地域自治区を整備する。

・市民参加による「まちづくり」の推進

市民と行政のパートナーシップのもと、地方分権時代にふさわしい地域の特性を生かした「まちづくり」を行うため、積極的に市政情報を提供し市民との情報を共有するとともに、まちづくり活動を実践する市民団体や町内会等への支援を行い市民との協働による行政運営を推進する。

・男女共同参画の推進

男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、個性を十分に発揮することが出来る社会の実現にむけ様々な施策を推進する。

行財政改革の進め方

1 取組み期間

本推進計画は、平成18年度から平成23年度までの6か年間とし、行財政改革を不断の取組みとするために、期間中であっても必要に応じて見直しを行う。

2 推進体制

1) 行財政改革推進委員会

副市長（名寄庁舎）を委員長、副市長（風連庁舎）と教育長を副委員長とし、委員は、部長職、次長職をもって構成し、行財政改革の実行主体となり進行管理を行う。

2) 行財政改革実施委員会

総務部長を委員長とし、委員は、課長職とする。委員会の構成にあたっては各部、課長職の均衡を考慮し指定する。実施委員は、推進項目の調査・研究を行う。

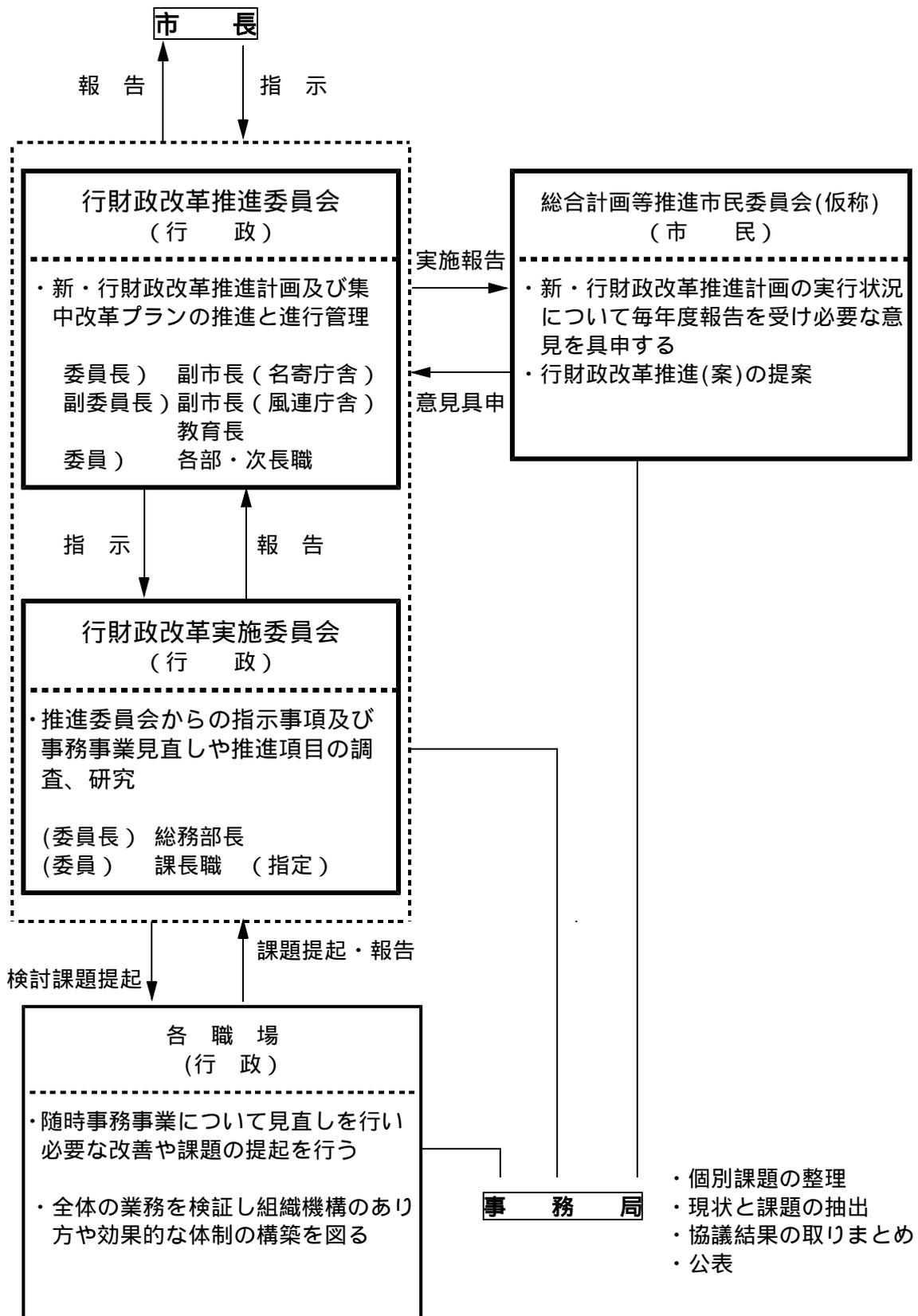
3 「集中改革プラン」の策定

総務省指針に定める「集中改革プラン」の各項目については、本推進計画に含めて策定している。

4 市民への公表

本行財政改革推進計画は、ポータルサイト・広報紙などで公表する。

推進体制フロー図



取組の全体像（体系図）

基本方針

< 推進事項 >

< 主な推進項目 >

1. 簡素で効率的な行政運営

施策推進体制の充実

・ 行政評価システム等の導入及び活用

・ 情報公開条例及び個人情報保護条例の適正な運用

・ 広報広聴機能の充実

人材育成の推進

・ 職員意識の向上

・ メンタルヘルス対策の推進

・ 接遇研修の実施

・ 適正な人事制度の推進

組織と職員制度の見直し

・ 組織・機構の見直し

・ 定員適正化

・ 民間活力の導入

< 個別推進課題 >

事務事業評価の充実

施策評価の導入

外部評価の導入

パブリックコメント制度の検討

情報公開条例の適正な運用

個人情報保護条例の適正な運用

広報広聴機能の充実

人材育成基本計画の策定

公務員倫理の徹底

コスト意識の徹底

職員提案制度の検討

職員研修の充実

メンタルヘルス対策の推進

接遇マニュアルの実践及び研修の実施

窓口手続きの簡素化・迅速化・サービスの向上

人事評価制度の検討

人事異動希望制度の推進

組織・機構の簡素合理化の推進

学校給食センターの統合

小・中学校の再編・統合

定員適正化計画の策定

事務量に応じた適正な人事配置の実施

指定管理者制度の活用

施設の管理・業務の民間委託の推進

公共サービス改革法による官民競争・民間競争入札の導入検討

- ・ 学校給食センターの業務委託
- ・ 女性児童センターの管理委託
- ・ 図書館の管理運営委託
- ・ 認定こども園制度の導入促進
- ・ 北国博物館の管理委託
- ・ 下水処理場の民間委託
- ・ 市民会館の民間委託
- ・ 風連地区スキー場の民間委託及び廃
- ・ 風連地区除雪業務の民間委託
- ・ しらかばハイツの民営化

- ・民間活力の導入

- ・風連地区集会施設の地域による自主管理運営方式への移行
- ・風連海洋センター及び周辺体育施設の民間委託
- ・水道事業の業務委託

- ・職員給与等制度の見直し

- 給与の見直し
- 諸手当の見直し
- 時間外勤務の縮減

事務事業の改善

- ・事務事業の見直し及び統廃合

- 事務事業の見直し・廃止・縮小の検討
- 窓口ワンストップサービスの検討
- 施設カルテの作成
- 広域行政の推進
- 各種公共的団体等の統合

- ・各種協議会への参画及び負担金の見直し

- 各種協議会への参画及び負担金の見直し

- ・ICTを活用した行政の推進

- 電子申請・届出の導入

2. 健全な財政運営

歳入の確保

- ・遊休財産の有効活用又は売却

- 伐期時期市有林の計画的売却
- 遊休資産(未利用地)の処分及び活用
- 公共物等への有料広告の掲載

- ・収納率の向上及び滞納整理

- 市税等、各種使用料等の徴収体制の強化
- 市税等、各種使用料等納付方法の拡大
- 悪質滞納者への対応強化
- 新たな税と適正な税負担のあり方の検討

- ・受益者負担の適正化

- 無料施設有料化の検討
- 有料施設の使用料見直し
- 手数料の見直し

効果的な歳出の実行

- ・公債費等の適正化
- ・補助金の見直し

- 公債費負担適正化計画の推進
- 補助金の終期の設定
- 補助金の減額・廃止の検討
- 運営補助から事業補助への切替検討

- ・公営企業等の経営健全化

- 病院事業の経営健全化推進
- 水道事業の経営健全化推進
- 下水道事業の経営健全化推進

- ・第3セクターの見直し

- (株)ふうれん望湖台振興公社の健全化
- (株)名寄振興公社の健全化

3. 市民と協働の行政運営

- ・自治基本条例(仮称)の策定
- ・自治組織の整備

- 自治基本条例(仮称)の策定
- 地域自治区の整備
- 風連地区行政区制度の見直し

- ・市民参加による「まちづくり」の推進

- ボランティア制度の導入検討
- 市民団体(町内会含む)等及びNPOとの連携強化

- ・男女共同参画の推進

- 市政への女性参加の推進